

## 京都商工会議所会議室使用規約

第1条 京都商工会議所会議室は、京都商工会議所において適当と認める会合又は催物等のため、使用するものである。

第2条 下記各号の一に該当する場合は使用できない。

- 1 風俗をみだし、又は公安を害するおそれがあるとき
- 2 本商工会議所及び京都経済センタービルの建物、附属物、備品等をき損するおそれがあるとき
- 3 使用者が暴力団等反社会勢力に該当すると認められたとき
- 4 物品販売を目的とするとき
- 5 デモ・街頭宣伝を伴う催事・会合等での使用
- 6 政治・宗教の目的のために使用するとき
- 7 その他本商工会議所または京都経済センタービル管理組合において支障があると認められたとき

第3条 使用可能時間は午前9時から午後9時までとする。なお、午前の区分を使用する場合、午前8時から9時までの早朝貸し出しを認めることができる。

第4条 使用にあたっては、所定の使用申込書に下記事項を記入し、総務部に提出しなければならない。また、申込書をもとに事前審査を行い、使用可能となった場合、使用承認の連絡をもって使用契約を成立したものとし、使用料の支払い手続きを所定の期日までに行わなければならない。

- 1 使用日時
- 2 使用会議室
- 3 使用目的
- 4 出席予定人員
- 5 必要設備
- 6 使用責任者の住所氏名及び電話番号

第5条 使用申込の受付期間は、本所会員は使用日の6カ月前から、本所会員以外については、使用日の3カ月前からとする。

但し、場合によってその期間を伸縮することがある。

第6条 使用料金は別表の通りとする。

但し、特別の場合は減免することができる。

第7条 使用時間には会場準備・あと片づけに要する時間を含み、使用時間の超過は原則として認めない。

第8条 使用承認後であっても本商工会議所において必要を生じ、又は第4条に規定する申込書の記載事項に違背があることを認めた場合は、その承認を取り消すことがある。

第9条 使用承認後、又は使用中であっても第2条の規定に該当するに至ったとき、又は使用者に不都合な行為があると認められたときはその承認を取消し、又は使用を中止させることがある。

第 10 条 前二条の規定による使用承認の取消し，又は使用を中止させた場合であっても，本商工会議所はこれによって生ずる損害賠償の責を負わない。

第 11 条 使用料金は下記の場合を除き返戻しない。

- 1 不可抗力により使用することができなくなったとき 全額返戻
- 2 本商工会議所の必要により承認を取消したとき 全額返戻
- 3 使用日の 2 週間前までに使用承認の取消しを申し出たとき 7 割返戻（それ以降は 3 割とし，当日は返戻しない）

第 12 条 使用中建物，附属物又は備品等をき損し，又は滅失したときは，何人の行為であっても，使用責任者において賠償の責を負う。

第 13 条 使用者は下記事項を厳守する。

- 1 承認をうけた目的以外に使用し，又は転貸しないこと
- 2 会議室付帯の特別設備，機械器具等を使用しようとするときは，あらかじめ申込の上，所定の使用料を払い込むこと
- 3 本商工会議所及び京都経済センターの建物，附属物，備品等に釘類を打つけ，テープ類の貼付，又は紙類を糊付しないこと
- 4 火気を使用する催事及び作業，危険物の持ち込みはしないこと
- 5 廊下等共用スペースに机，椅子等を持ち出して使用しない等，承認をうけた以外の場所を無断使用しないこと
- 6 出されたゴミ等は，持ち帰ること  
但し，大量にゴミ等が発生する場合など，使用者で処理が困難な場合は，所定の処理料を使用者が負担した上で，本商工会議所が処理する
- 7 駐車場及びエレベーターの使用にあたっては，本商工会議所及び京都経済センタービル管理組合の指示に従うこと
- 8 使用終了後は巡回点検による確認の上，総務部に引継ぐこと
- 9 次の行為が認められた場合には，直ちに退去を命じる
  - (イ) 喧そう，粗暴の挙動
  - (ロ) 他の利用者等に迷惑のかかる行為

第 14 条 上演物等に対する著作権の問題等に関しては本商工会議所は責任を負わない。

第 15 条 集会，興行に関する申請書，申告書，届出書類等は，使用者において責任をもって手続きする。

第 16 条 不時の災害に備えて，使用者は非常口の場所誘導方法，消火設備等を前もって了解し，緊急の場合は使用会議室の来集者の避難誘導にあたる。

第 17 条 受付，案内，携帯品の預り，警備，入退場整理等，来場者の世話一切は使用者で行う。

附 則 本規約は平成 31 年 3 月 5 日から実施する。

本規約の第 3 条並びに第 4 条の一部改正は，令和 3 年 4 月 1 日以降の使用分から実施する。

本規約の第 2 条並びに第 13 条の一部改正は，令和 4 年 7 月 1 日以降の使用分から実施する。